

東京都北区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年七月六日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第五十四号

東京都北区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

東京都北区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年三月東京都北区規則第六十四号）の一部を次のように改正する。
別記第十二号様式中

年 月 日	性別		職 階
-------------	----	--	--------

を

年 月 日	職 階
-------------	--------

に改める。

別記第十二号様式の二中

年 月 日	性別	
-------------	----	--

を

年 月 日

に改める。

別記第十二号様式の三中

性別		電話番号	
----	--	------	--

を

電話番号	
------	--

に改める。

別記第十四号様式中

フリガナ	
(姓)	(名)
個人番号：	
性別	男・女

を

フリガナ
(姓) (名)
個人番号：

に改める。

別記第十四号様式の二中

個人番号：	

性別	男・女

を

に改める。

個人番号：	

別記第十五号様式中

性別	

を

個人番号：

に改める。

個人番号：

性別

を

別記第十六号様式の二中

男・女

に改める。

別記第十七号様式及び第十九号様式中

個人番号：	
性別	男・女

を

個人番号：	
-------	--

に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定により調製した用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区老人いこいの家条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年七月二十日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第五十五号

東京都北区老人いこいの家条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区老人いこいの家条例施行規則（昭和四十三年十一月東京都北区規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「午前十時」を「午前九時」に改める。

別記第二号様式（甲）（表）及び第二号様式（乙）（表中）「~~品~~」を削り、「~~品~~」を「~~品~~」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区老人いこいの家条例施行規則別記第二号様式（甲）及び第二号様式（乙）の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。